様式第十六の備考２中「備考１、２」を「備考２」に、「備考３」を「備考１及び４」に、「７」を「６」に改める。

様式第十七の備考２中「様式第９の備考１、２」を「その他は、様式第９の備考２」に、「様式第12の備考２」を「様式第12の備考４」に、「７」を「６」に、「様式第15の備考２」を「様式第15の備考１及び３」に改める。

様式第十八の備考２のロ中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加え、同様式の備考３中「備考１、２」を「備考２」に、「備考２」を「備考１、３及び４」に、「７」を「６」に改める。

様式第十九の備考２中「「【電話番号】」」の下に「又は「【ファクシミリ番号】」」を加え、同様式の備考６中「「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように」を「「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、「特許法施行規則第69条第４項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第１項の規定の適用を受けようとするときは、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の１／２軽減」又は「産業技術力強化法第16条第１項の規定による特許料の１／２軽減」のように記録する。特許法施行規則第69条第５項の規定により産業技術力強化法第17条第１項の規定の適用を受けようとするときは、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第１項の規定による特許料の１／２軽減。確認書の番号　第○○号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第１項の規定による特許料軽減申請中」のように記録する。これらの場合において、備考４により名称変更届等を提出した旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。」を削り、同様式の備考７中「備考３」を「備考４」に改め、同備考を同様式の備考８とし、同様式に備考７として次のように加える。

７　特許法施行規則第69条第４項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第１項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の１／２軽減」又は「産業技術力強化法第16条第１項の規定による特許料の１／２軽減」のように記録する。特許法施行規則第69条第５項の規定により産業技術力強化法第17条第１項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第１項の規定による特許料の１／２軽減。確認書の番号第○○号」のように記録し、確認書が交付されていないときに納付するときは、「産業技術力強化法第17条第１項の規定による特許料軽減申請中」のように記録する。

様式第二十の備考２中「「【納付年分】」」の下に「（備考３に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）」を加え、「その他」を「特許料等に関する特記事項」に改め、「記録」の下に「し、その記録の次に行を改めて、その理由を具体的に記録」を加え、同様式の備考３中「特許料の表示」を「納付年分」に、「その他」を「持分の割合」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように記録する（備考２により特許料及び割増特許料を追納する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）」を「「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する」に改め、同様式の備考４中「様式第12の備考３」を「様式第12の備考４」に改める。

様式第二十一の備考１中「「【納付年分】」」の下に「（備考２に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）」を加え、「その他」を「特許料等に関する特記事項」に改め、「記録」の下に「し、その記録の次に行を改めて、その理由を具体的に記録」を加え、同様式の備考２中「その他」を「持分の割合」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように」を「「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、「（備考１により登録料及び割増登録料を追納する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）」を削り、同様式の備考３中「様式第12の備考３」を「様式第12の備考４」に改める。

様式第二十二の備考２中「その他」を「持分の割合」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように」を「「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、同様式の備考３中「様式第12の備考３」を「様式第12の備考４」に改める。

様式第二十三の備考１中「「【納付年分】」」の下に「（備考２に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）」を加え、「その他」を「特許料等に関する特記事項」に改め、「記録」の下に「し、その記録の次に行を改めて、その理由を具体的に記録」を加え、同様式の備考２中「その他」を「持分の割合」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように」を「「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、「（備考１により登録料及び割増登録料を追納する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）」を削り、同様式の備考３中「様式第12の備考３」を「様式第12の備考４」に、「から５」を「から４」に改める。

様式第二十四の備考３中「その他」を「持分の割合」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように」を「「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、同様式の備考４中「第68条の２」を「第68条の40第２項」に改め、「するときは」の下に「「【登録料の表示】」の次に」を加え、「（備考３により国等以外の者の持分の割合を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」を削り、同様式の備考５中「様式第12の備考３」を「様式第12の備考４」に改める。

様式第二十五の備考１中「その他」を「持分の割合」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように」を「「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、同様式の備考２中「様式第12の備考３、様式第13の備考２」を「様式第12の備考４」に改める。

様式第二十六の備考１中「その他」を「持分の割合」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように」を「「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、同様式の備考２中「様式第12の備考３」を「様式第12の備考４」に改める。

様式第二十七の備考１のくの次に次のように加える。

ニ　商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第○○○○○○○号」のように登録の番号を記録する。

様式第二十七の備考４中「備考１、２」を「備考２」に、「備考３」を「備考１及び４」に改める。

様式第二十八の備考５中「備考１、２」を「備考２」に、「備考３」を「備考１及び４」に改め、「、３及び４」を削る。

様式第三十二の備考２のくの次に次のように加える。

ニ　商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第○○○○○○○号」のように登録の番号を記載する。

様式第三十二の備考６中「（第41条の２第５項及び第65条の７第３項において準用する場合を含む。）」を削り、同様式の備考９及び備考10を削り、同様式の備考11中「14、16から18まで」を「17及び18」に、「１から」を「１、２、４から」に改め、同備考を同様式の備考９とする。

様式第三十三の備考３中「若しくは第44条第３項ただし書」を「、第44条第３項ただし書若しくは第67条第７項ただし書」に、「（第41条の２第５項及び第65条の７第３項において準用する場合を含む。）」を「、第43条第４項ただし書若しくは第76条第７項ただし書」に、「又は実用新案登録出願」を「、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は書換登録の申請」に改め、「願書」の下に「又は申請書」を加え、同様式の備考５中「５まで、10」を「３まで、５」に改め、「備考１と」を「備考１から３まで及び５と」に改める。

様式第三十四の備考２中「から９まで」を「、６、８、９」に改め、同備考に後段として次のように加える。

この場合において、様式第１の備考６中「請求人」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

様式第三十六の備考２に後段として次のように加える。

この場合において、様式第１の備考６中「請求人」とあるのは「承継人」と読み替えるものとする。